

西条市教育大綱

令和7年3月

西 条 市

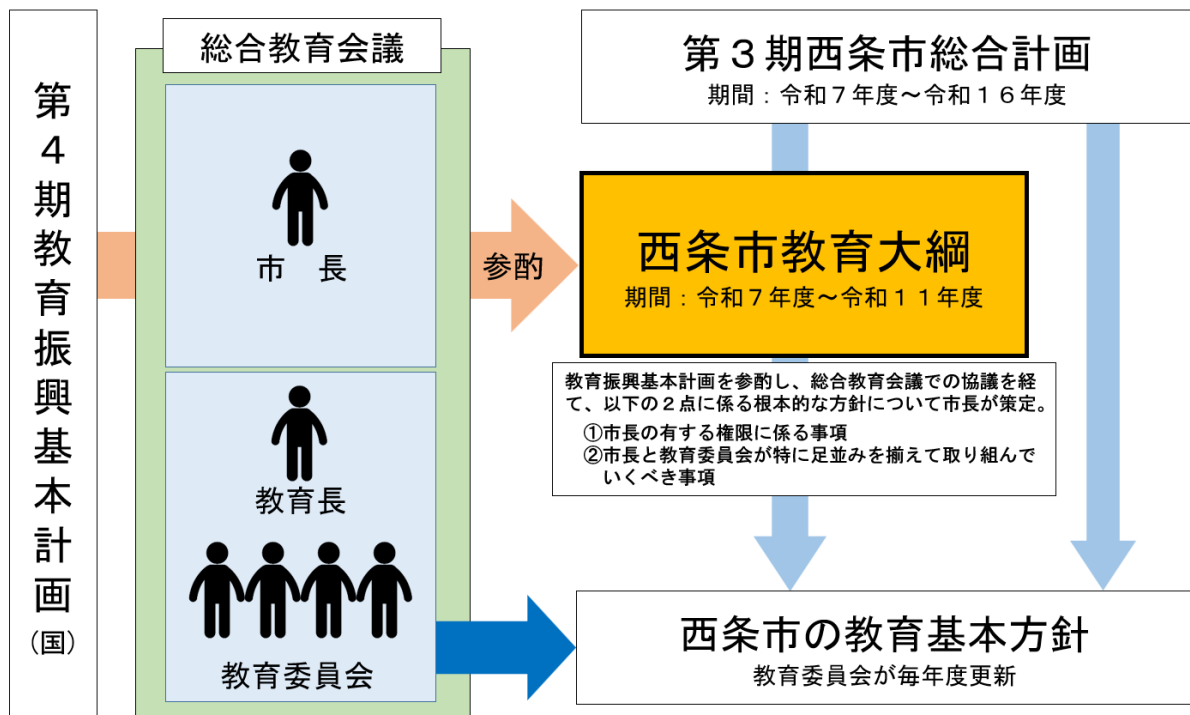
西条市教育大綱の概要

1 教育大綱の趣旨

西条市教育大綱は、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に基づき、国が策定する教育振興基本計画を参酌し、「市長の有する権限に係る事項」「市長と教育委員会が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針を定めるものです。

また、本大綱は本市の最上位計画である第3期西条市総合計画の内容を踏まえつつ、市長と教育委員会が協議・調整を行った上で、西条市総合教育会議での合意を経て策定しています。

2 教育大綱の位置付け



【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）第1条の3（抜粋）】

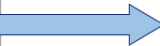
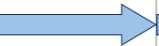
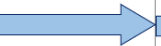
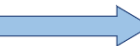
地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する根本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

※参酌・・・照らし合わせて良いほうをとること。

3 教育大綱の対象期間

本大綱の対象期間は、本市の最上位計画となる総合計画の計画期間との整合を図るため、令和7年度から11年度までの5年間とし、国が新たな教育振興基本計画を策定すると想定される令和10年度から見直し・改訂作業に着手することとします。

また、今後の社会情勢の変化など改訂の必要性が生じた場合には、西条市総合教育会議において適宜見直し・改訂作業を行います。

年 度		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
教育振興基本計画(国)							
総合計画	基本構想						
	基本計画						
教育大綱							
教育基本方針							

4 基本理念

ふるさとを愛する豊かな心をともにはぐくむ
教育・文化を実感できるまちを目指して

本市では、将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向けて、国、県、関係団体等との連携のもと、ふるさとを愛する豊かな心をともにはぐくむ教育・文化を実感できるまちの実現を目指してまいります。

とりわけ、本大綱の対象期間においては、国の「第4期教育振興基本計画」に掲げられている「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を図るとともに、「持続可能都市西条2050」の実現に向けて、将来を見据えた持続可能な教育のあり方を模索します。

5 基本方針

本大綱では、国の「第4期教育振興基本計画」に掲げられている教育政策に関する5つの基本的な方針を踏まえつつ、本市における「市長の有する権限に係る事項」「市長と教育委員会が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針を整理します。

(1) グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

将来の予測が困難な時代において、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要となっています。AIやロボットによる代替が困難な「新しいものを創り出す創造力」や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力を身につけるため、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材を育成します。

そのために、児童・生徒が「現在学ぶこと」と「自己の将来」とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進していきます。

- (1) 小中一貫教育を中核にした一貫性のある教育の推進
- (2) グローバル人材育成
- (3) 言語能力・英語力の向上による、論理的思考に基づく学力の向上
- (4) 地域・産学官連携、キャリア教育

(2) 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

障がいや不登校、特異な才能、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズを有する児童・生徒をはじめ、全ての人の可能性を引き出す「個別最適な学びと協働的な学

びの一体的充実」を、日常の学校教育活動において推進します。

また、学校及び地域が一体となった人権・同和教育を推進し、一人ひとりの多様性と価値観を尊重することにより、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

- (1) 児童・生徒の抱えるいじめ等の課題解決に向けた予防的支援を含めたセーフティネットの充実
- (2) 児童・生徒の自己実現を支援する放課後学習の場の創出
- (3) 児童・生徒一人ひとりに最適化された教育内容、教育環境の整備
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 児童・生徒等の心身の健やかな育成に向けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進

(3) 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

地域住民が共に学べるコミュニティの維持活性化により、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な分野における地域課題の解決に寄与します。

そのために、学校教育と社会教育の連続性のある「学び」を通じて、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係を醸成することで、地域における個々人の生きがいを創出することにより、「しあわせ実感」につなげます。

- (1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- (2) 社会教育施設（公民館や図書館等）の学びの機能強化
- (3) 自らの向上や地域社会への貢献の意欲を持った地域社会の担い手を育成する生涯学習の推進
- (4) 災害時において自助共助の意識醸成を目的とした防災教育

(4) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、GIGAスクール構想による1人1台端末や学校におけるICT環境整備は飛躍的に進展しました。今後は、この環境を活かし、デジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出により問題解決や価値創造ができる人材育成を目指します。また、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる人材の育成を目指した教育を推進します。

生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実を図ります。

- (1) 学習の基盤となる情報活用能力の育成
- (2) 教師の指導力向上・ICT環境整備の充実
- (3) 地域や企業と連携・協働した体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）の機会充実

(5) 学校施設の整備による教育の充実

児童・生徒数の減少が将来的に予想される中、児童・生徒が多様な考えに触れ、ともに課題を解決していく学習の機会を確保することは非常に重要であることから、学校適正規模・適正配置に関する検討を行うことにより、児童・生徒の学びを保障するための環境づくりを推進します。

また、校舎並びに様々な学校施設の老朽化に対する取組として、公共施設等総合管理計画や学校施設長寿命化計画に基づき、学校プールの整備や校舎の改築・改修、屋内運動場の改築等を計画的に進めてきました。今後も、各計画に沿って児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるような施設整備を進めていきます。

- (1) 小中学校の学校適正規模・適正配置の推進
- (2) 学校プール老朽箇所の更新と水泳授業の民間プール等の活用
- (3) 学校給食施設整備基本計画に基づいた学校給食センターの整備
- (4) 学校施設における耐震改修と外壁劣化改修等の実施

(6) 特色ある学校づくりの推進と教職員のウェルビーイングの向上

児童・生徒のウェルビーイングを実現するためには、教職員のウェルビーイングを向上させる必要があります。教職員のなり手不足や若年層の急増、児童・生徒が抱える問題の多様化・複雑化、働き方に対する見直しなど、さまざまな課題に直面する中で、教職員の確保・資質能力の向上を進めるとともに、外部人材や地域と連携しながら学校づくりを進めることで、働き甲斐があり、誇りを持って児童・生徒に向き合える職場環境の形成を図ります。

- (1) 地域の資源を活かした特色ある学校づくりと教育活動の充実
- (2) 教職員における職場の心理的安全性と良好な労働環境の形成
- (3) 保護者及び地域住民と学校との信頼関係の構築
- (4) 教職員が児童・生徒の成長を実感できる学校づくりの推進
- (5) 県や大学と連携した人材確保と育成